

消 防 参 第 1 号
平成 19 年 1 月 4 日

都道府県消防防災主管部長 殿

総務省消防庁
国民保護・防災部参事官

生物・化学テロ対応資機材の通算貸与年数の変更について

消防庁が貴都道府県内の航空隊及び各消防本部に対して無償で貸与している生物・化学テロ対応資機材について、通算貸与年数の上限を下記のとおり変更することとしました。

つきましては、貴都道府県内の航空隊及び各消防本部に周知願います。

記

1 今回通算貸与年数の上限を変更する資機材

- (1) 携帯型生物剤検知装置（生物剤捕集器含む）
- (2) 有毒ガス検知管
- (3) 携帯型化学剤検知機
- (4) 除染シャワー（水中ポンプ、パネル水槽、専用給湯器含む）
- (5) 除染剤散布器
- (6) 防毒マスク（救急隊用、航空隊用）

2 通算貸与年数の上限

10年間（平成14年3月1日から平成24年2月29日まで）

3 延長理由

各資機材の通算貸与年数の上限を製造業者の保証期間に改めるため。

4 保証期間が終了する資機材

陽圧式化学防護服及び化学剤検知紙については、製造業者の保証期間（5年間）が終了することから、平成19年2月28日をもって無償貸与を終了します。

終了後の廃棄については、借受側でお願いします。

5 その他

平成17年度から無償で貸与した化学防護服、携帯型化学剤検知機についての通算貸与年数の上限は、製造業者の保証期間（5年間）により平成22年2月28日までとします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付救助係

担当 堤・武子

電話 03-5253-7507

E-mail: m.takeshi@soumu.go.jp